

( 1 ) 全体目標の達成状況 (平成 29 年度)

指標	計画 策定前 (H26)	H28	H 2 9		目標値 (H32)
一人あたりの 観光消費額	2,452 円	2,469 円	<b>2,655 円</b>	対前年度比率 7.5%	3,720 円
			目標値 3,085 円	達成率 86.1%	
観光入込客数	205 万人	186 万人	<b>174 万人</b>	対前年度比率 △6.5%	210 万人
			目標値 207.6 万人	達成率 83.9%	
観光施設にお ける入込客数	6.3 万人	5.2 万人	<b>5.5 万人</b>	対前年度比率 5.8%	6.8 万人
			目標値 6.5 万人	達成率 84.6%	
観光消費額	1 億 5,448 万円	1 億 2,839 万円	<b>1 億 4,603 万円</b>	対前年度比率 13.7%	2 億 5,296 万円
			目標値 2 億 53 万円	達成率 72.8%	

【分析】

- ・「一人あたりの観光消費額」は、対前年度からは 7.5%増加した。特に飲食店の伸びが大きい。SNSによる情報発信や口コミにより、徐々に増加傾向にあると思われる。これは、観光施設における入込みや観光消費額においても確認できる。
- ・「観光入込客数」については大きく減少している。特に伊佐須美神社の減少が大きい。これは発表者側の入込数の捉え方が大きく影響しているものと考えられる。また、中田観音については、御堂大規模改修工事があったため拝観ができなかったことから参拝者が減少している。

【担当課における効果検証】

- ・全体的に目標値を上回ることはなかったものの、目標値の7割から8割の割合で達成しているので、アクションプランに基づく事業の実施により相当程度効果があったものと見込まれる。しかしながら、観光入込数については、減少傾向にあるので、継続的な情報発信とプロモーションを展開し、早急な観光推進体制の構築が必要である。

## (2) 施策に対する評価(平成29年度).....**別添資料**

### (3) 平成30年度の事業進捗状況(上半期)

#### **A 観光地としての受け入れ基盤の整備**

##### ○温泉宿泊施設の利活用処分方針に基づく検討

本郷温泉湯陶里の利活用処分について、売却に向けて不動産鑑定及び測量登記を実施している。また、9月26日に役場本郷庁舎において湯陶里の利活用処分にかかる住民説明会を開催し、現状と今後の方針について説明を行なった。

##### ○空き店舗等のデータベース整備

「会津美里町住まいるバンク」登録件数 25件(H30.9.30現在)

##### ○空き店舗等活用の助成制度運用・拡充

会津美里町活力ある商店街等支援事業補助制度の実施(0件)

##### ○空き店舗等の活用促進に向けた検討調査

新たに空き家等となった所有者に対して、今後意向調査をしていくため準備をしている。

##### ○創業支援セミナー等の実施

第7回あいづしんくみ創業塾の開催

(平成30年5月11日~6月15日まで 計6回)

##### ○特定創業支援事業の実施

会津美里町創業等支援事業補助制度の実施(3件)

創業者等を対象とした中小企業振興資金融資制度及び利子補給制度の実施

(利子補給 前期 195件)

#### **B 着地型観光の確立**

##### ○ふるさと便の販売

体験型・企画型・定期型・特撰型の4種類の商品について、WEBでカタログ化をして、ポータルサイト「ミサトノ」に掲載している。

全体としては、商品数を63品目に増やし商品カテゴリーを、米麺・肉/肉加工品・酒/ワイン・漬物/味噌/おやつ・農産物加工品・農産物・体験/工芸品の7つに分類して整理した。

現在の売れ筋の上位3品目としては、「空ノ上ノ晚餐」「柿ドレッシング」「ピュアエゴマオイル」となっている。

### ○誘客に向けた旅行会社への PR

- ・平成30年6月18日に首都圏の旅行会社2社4事業部を訪問し、パンフレット等を持ち寄り、観光素材の PR と売り込みを行なった。その結果、左下り観音や瀬戸町さんぼ、長福寺の坐禅かふえなどを1時間コースの商品の中で検討してもらえることとなった。

《訪問先エージェント》

- ・ JTB メディア
- ・ クラブツーリズム (第二国内旅行センター / バス旅行センター2箇所)

### ○ワイナリーの拠点整備

新鶴地域のふれあいの森スポーツ公園内の「ふれあい館」を拠点に、平成31年度4月にワイナリー設立を目指し、現在、民間事業者「会津コシエル」が中心となって整備が進められている。今後のワインツーリズムの展開においても大いに期待される。

## C 観光まちづくりの推進

### ○総務省「外部専門家（地域創造力アドバイザー）招聘事業」の活用

DMO の設立・展開に向けて、昨年度に予定していた内容ができていなかったため、DMO の第一人者である近畿大学の高橋一夫教授を招聘し、DMO 形成確立計画を作成する前段の事業計画（運営計画と収支計画を兼ねるもの）を作成中。関係機関と協議しながら登録に向けて議論を進めている。

### ○観光百人衆の継続募集及び人材育成の実施

平成29年度に立ち上げたことから、引き続き会員拡大に向けて募集を行い、会員等を対象にセミナーやワークショップを開催しながら、情報発信できる人材の育成を行っている。9月現在個人31名・団体1団体登録。

※8月31日（金）、第1回情報発信人材育成セミナーを開催。参加者26名。

※9月1日（土）、第1回情報発信人材育成ワークショップを開催。参加者10名。

※9月25日（火）、第2回情報発信人材育成ワークショップを開催。参加者12名。

### ○風景写真コンテストの実施

アクションプランにも掲げている風景写真コンテストとして「秋のインスタグラムフォトコンテスト」の募集を9月1日より開始した。11月30日締め切り。昨年作成した SNS（インスタグラム「公式アカウント <@aizumisato100>」）を活用し、会津美里町の秋の魅力が伝わる写真を投稿してもらい、入賞者には賞品を贈呈する。

## D 地域連携による観光事業の拡大

### ○デジタル DMO による広域連携事業の継続展開

昨年度に引き続き、台湾、中国、アメリカ、オーストラリアの4カ国にターゲットとして、「VISIT AIZU」にて情報発信を行い、フェイスブックやグーグルによるバナー広告を行いながらプロモーションを展開している。

### ○インバウンド誘致に向けた旅行会社への PR

- ・平成30年6月26日に首都圏のランドオペレーターを主として訪問し、インバウンド向けの商品造成に向けて、町の観光素材の売り込みを行ってきた。大手の意見は、基本的には単独ではなく広域連携でプロモーションしないと商品化は難しく、それぞれの観光素材については、ポテンシャルはあるが、訪日向けの商品には難しく、逆に零細な旅行会社の方が、町の現状に理解を示しているため、ニッチな部分を取り扱ってくれることから、実際の旅行商品造成に向けた期待度は高い。

《訪問先ランドオペレーター・エージェント》

- ・株式会社 JTB グローバルマーケティング&トラベル
- ・株式会社阪急交通社
- ・ツーリンクスジャパン株式会社

- ・平成30年9月27日に、インバウンド向けにランドオペレーターを主に仙台市内の旅行会社4社を訪問した。前回同様、単独での売り込みは難しいが、仙台や首都圏からの観光ルートに本町を経由したコース造成に向けて前向きな旅行会社があった。またどのエージェントも昼食会場に苦慮しているようで、会津若松市内の会場を利用するケースが多いが、天国茶屋は訪日外国人の受入れに力を入れているため、新たなセールスポイントとして今後売り込みをしていくこととした。

《訪問先ランドオペレーター・エージェント》

- ・みらい旅くらぶ
- ・東日本旅客鉄道株式会社仙台支社
- ・株式会社エイチ・アイ・エス
- ・クラブツーリズム株式会社

## ○会津美里町観光まちづくり推進協議会設置要綱

平成28年4月1日

告示第108号

(設置)

第1条 会津美里町観光まちづくり推進事業計画(以下「事業計画」という。)の策定及び会津美里町観光振興計画(以下「振興計画」という。)に基づく取組みを実行するため、会津美里町観光まちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 振興計画に掲げる基本目標の達成度及び施策の評価に関すること。
- (3) 振興計画に基づく事業実施に関すること。
- (4) その他、振興計画の推進に関すること。

(組織及び任期)

第3条 推進協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 会津美里町観光協会
- (3) 会津美里町商工会
- (4) 会津美里町振興公社
- (5) 観光関係者
- (6) その他特に町長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進協議会には、委員長と副委員長を置く。

2 委員長並びに副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、委員長が招集する。

2 推進協議会は、委員の過半数以上の出席によって会議を開くことができる。

(意見の聴取等)

第6条 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の報償)

第7条 推進協議会の委員にかかる報償は、別表のとおりとする。

(守秘義務)

第8条 推進協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 推進協議会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

別表(第7条関係)

区分	金額 (1回当たり)	備考
第3条第2項第1号で定める委員	20,000円	ただし役職上報償を受領できない者を除く。
第3条第2項第2号から6号で定める委員	3,000円	1回当たり(半日間)